



しろばらだより

第 137 号

まつど

掲示板

選挙人名簿登録者数
平成25年6月2日現在(定時登録)

男	197,130人
女	196,989人
計	394,119人

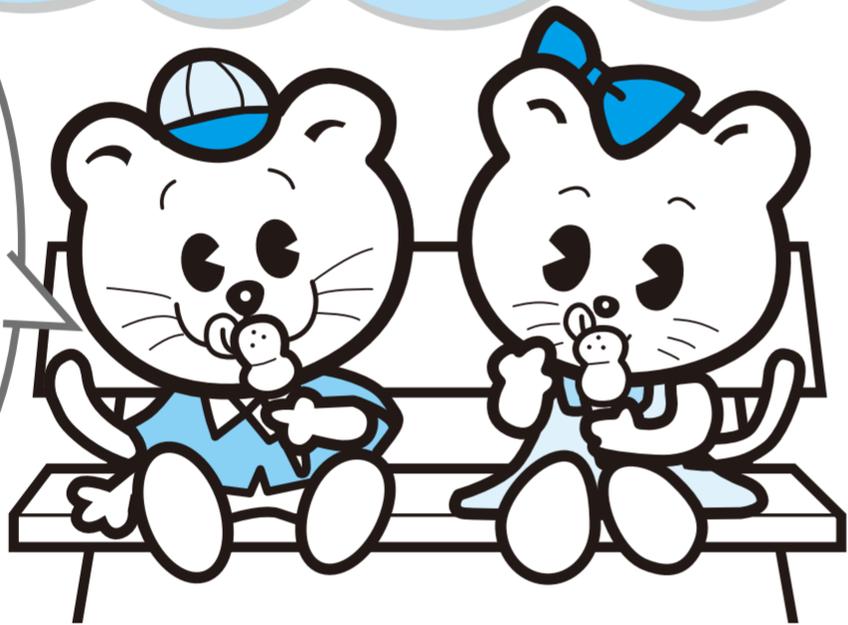
発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
でんわ 047(366)7386

※ホームページのアドレス <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

明るい選挙 啓発ポスター・標語

作品 募集

たくさんのお待ちしています。



ポスター

- 一人一点
- 内容 明るい選挙の推進をあらゆるもの
- 規格 画用紙四ツ切(542mm×382mm)
八ツ切(382mm×271mm)
もしくはそれに準じる大きさ
※描画材料は自由です

標語

- 一人二点以内(自作のもの)
- 20字以内
- 内容 ①きれいな選挙の推進をあらゆるもの
②棄権防止の呼びかけをあらゆるもの

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そして正しい選挙が行われなければなりません。そこで今年も、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、選挙啓発推進事業の一環として「明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」を行います。

この事業は、皆さんの日常生活や学校での授業を通じて得た政治や選挙に関する知識、考えをポスター・標語にあらわしていただき、明るい選挙の推進に役立てていこうとするものです。今年もたくさんのお募りをお待ちしています。

●応募資格
小・中学生、高校生、一般の方で市内在住・在学の方

●応募方法
市内の学校へ通学している方は、各学校を通じて、市外の学校へ通学している方と一般の方は直接または郵送で松戸市選挙管理委員会へ応募してください。

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小・中学生、高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を必ず明記してください。

●締切
平成25年9月6日(金) 必着

※作品は自由に利用させていただきます。応募作品はお返しできません。第1次審査(市審査)で入選した作品は第2次審査(県審査)へ送付させていただきます。なお入選作品は、作成者の氏名・学校名・学年(一般の方は市区町村名・氏名)を公表させていただきます。

みんなで守ろう「三ない運動」

有権者は政治家に寄附を **求めない**

政治家は有権者に寄附を **贈らない**

政治家から有権者への寄附は **受け取らない**

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

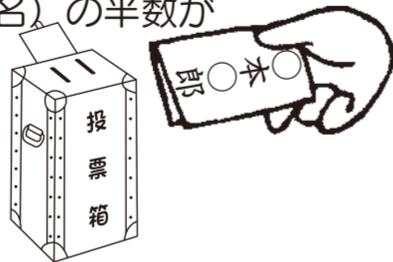
7月21日は参議院議員通常選挙の投票日です

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選します。
参議院議員通常選挙は投票所内で2種類の選挙における投票を行います。

1. 千葉県選出議員選挙

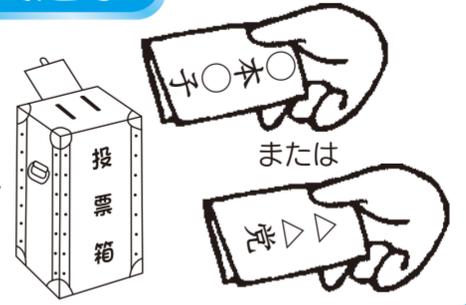
千葉県の議員定数（6名）の半数が改選されます。

「候補者氏名」を書いて投票します。



2. 比例代表選出議員選挙

政党等が届け出た名簿に記載された「候補者氏名」または「政党等の名称・略称」を書いて投票します。



投票所整理券について

投票所整理券は、投票所でスムーズに投票ができるように発行するものです。
万一、整理券が届かなかった場合や、ハガキを破損・紛失した場合でも、本市の選挙人名簿に登録されている方であれば、投票ができます。
(投票所の係員までお申し出ください。)



不在者投票について

- 出産や長期出張等で松戸市を離れている方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票が可能です。松戸市選挙管理委員会宛に書面で投票用紙等を請求してください。
※郵送による手続きとなります。請求はお早めをお願いします。
- 不在者投票のできる施設として指定された病院や老人ホーム等に入院又は入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。
※指定施設の確認については、入院・入所先の施設または、施設所在地における市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 身体障害者手帳、介護保険被保険者証、戦傷病者手帳を持っている方に、郵便等投票制度があります。
※制度の利用には資格要件があります。詳細については松戸市選挙管理委員会へお問い合わせください。

松戸市選挙管理委員会 ☎047-366-7386

公職選挙法の一部改正により今回の参議院議員通常選挙から以下の点が変わります

●インターネットを使った選挙運動ができるようになります

ネットを利用した選挙運動が一部解禁されました。

○選挙運動とは？

「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、必要かつ有利な行為」のことです。

※選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までに限られています。(選挙運動用に作成したウェブ画面等は、選挙期日当日そのまましておくことができます。ただし、当日の更新はできません。)

※未成年者の選挙運動は、インターネット選挙運動を含め、禁止されています。

解禁される情報発信方法の例

ウェブサイト等

ホームページ、ブログ、SNSなど



電子メール



〇〇さんを当選させよう	わたしに清き一票を	〇〇党へ投票してください
有権者	候補者	政党等
○	○	○
×	○	○

上図は概要です。ネット選挙運動の解禁に関する詳細は、総務省HPをご覧ください

[ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

●成年被後見人の「選挙権」が回復されます

成年被後見人の選挙権が回復されます。投票所整理券をご確認ください。